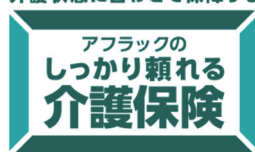


2021年8月6日

介護状態に合わせて保障する



<アフラックのしっかり頼れる介護保険>の発売について

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、公的介護保険制度を踏まえた合理的な保障設計を特長とした<アフラックのしっかり頼れる介護保険>を9月21日に発売します。

現在、日本では「人生100年時代」と言われるほどに長寿化が進んでおり、今後75歳以上の高齢者がますます増加することが見込まれています。また、高齢化とともに要介護認定者も増加していくことが予測され、大きな社会的課題となっています。

当社は、「『生きる』を創る。」というブランドプロミスにおいて、「がんをはじめとした病気やケガ、介護にまつわる不安を少しでも取り除き、自分らしく生きていただくためのお役に立ちたい」という「介護」に対する想いを掲げています。

今般、当社は、介護に関する社会的課題を解決するというCSV経営の実践と、長年掲げてきた当社のブランドプロミスを実現しお客様との約束を果たすために、<アフラックのしっかり頼れる介護保険>を発売します。

当社は、1974年に日本で初めてがん保険を提供するだけでなく、1985年には世界初の介護保険を発売するなど、社会環境とともに変わるお客様のニーズを汲み取りながら新たな価値を創造することで長年にわたってお客様の「生きる」を応援してきました。

今回発売する本商品をごん保険・医療保険に次ぐ柱と位置づけ、公的制度や医療環境の変化、お客様のライフステージごとのリスクに応じた「生きるための保険」をお届けする「アフラック式」の考え方のもと、最適な保障を幅広く提供していくことで、介護保険でもお客様の「生きる」を創るに一層取り組んでいきます。

<アフラックのしっかり頼れる介護保険>の特長

① お客様のニーズに合致した保障を提供

- ✓ 認知症に限定しない幅広い要介護原因を保障対象とし、継続的な年金タイプの保障で備えることができます。

② お求めやすい保険料を実現

- ✓ 介護にかかる期間や公的介護サービス利用時の自己負担額に整合した合理的な保障設計とすることで、お客様にとってお求めやすい保険料となっています。

③ 分かりやすい支払事由

- ✓ 公的介護保険制度と連動した明確でわかりやすい支払事由となっています。

I. <アフラックのしっかり頼れる介護保険>の概要について

1. 商品の概要

(1) 保障概要

| 給付金名 | 支払事由 (つぎのいずれかに 該当したとき) | 支払限度 | 被保険者 の状態 | 支払額* | |
|--------------|---|------------------------------|----------------------------|----------------|-------|
| | | | | 介護年金の 支払額の型 | |
| | | | | 1 型 | 2 型 |
| 介護年金 | ① 公的介護保険制度にもとづき、 要介護 3 以上の 状態に該当して いると認定され ているとき ② 満 65 歳未満で、 当社所定の要介 護状態に該当し ているとき | 1 年に 1 回 通算 10 回まで | 要介護 5 | 30 万円 | 30 万円 |
| | | | 要介護 4 | 25 万円 | 20 万円 |
| | | | 要介護 3 または当社所定の 要介護状態 | 20 万円 | 10 万円 |
| 要介護 2 一時金 | ① 公的介護保険制度にもとづき、 右記の要介護度 以上の状態に該 当しているとき | 1 回限り | 要介護 2 または当社所定の 要介護状態 | 10 万円 | 10 万円 |
| 要介護 1 一時金 | ② 満 65 歳未満で、 当社所定の要介 護状態に該当し たとき | 1 回限り | 要介護 1 または当社所定の 要介護状態 | 10 万円 | 10 万円 |

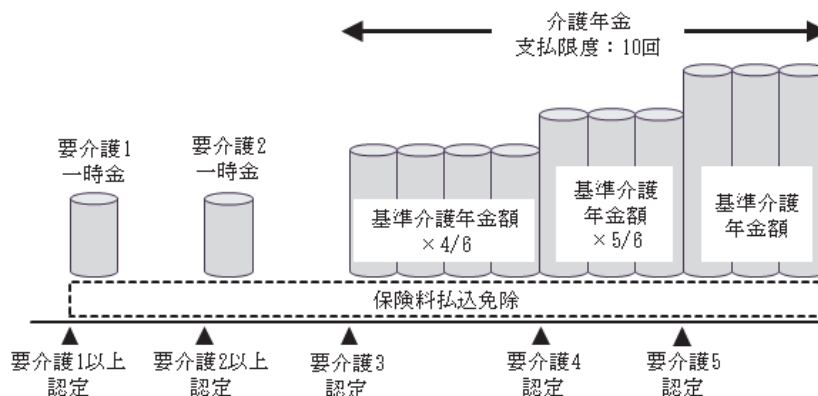
* 基準介護年金額 30 万円、要介護 1 一時金 10 万円、要介護 2 一時金 10 万円の場合

※ 免除事由に該当したとき（要介護 1 一時金の支払事由に該当した場合、所定の高度障害状態になった場合、不慮の事故によるケガによって 180 日以内に所定の身体障害状態になった場合）、以後の保険料払込は不要

※ 要介護 5 の際の介護年金額を基準介護年金額とし、基準介護年金額は 30 万円～120 万円の範囲で設定可能。
要介護 3,4 の介護年金額は、基準介護年金額と介護年金の支払額の型に応じて決定

※ 要介護 1 一時金と要介護 2 一時金は、それぞれ 10 万円から 100 万円の範囲で設定可能

(2) 支払例（介護年金の支払額の型が1型の場合）



(3) 保険料例（月払）

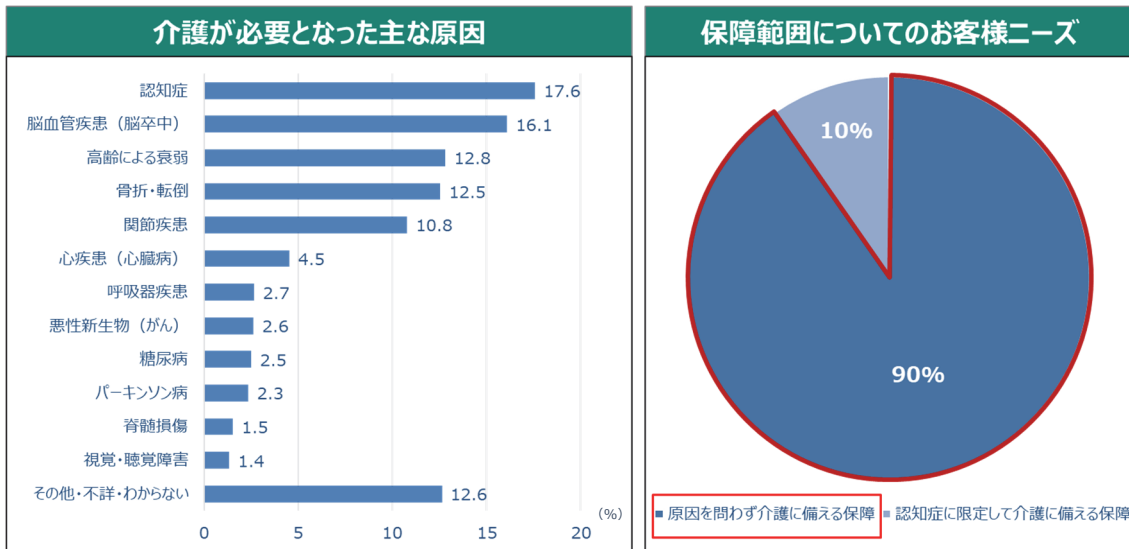
| 性別 | 年齢 | 介護年金の支払額の型 | |
|----|-----|------------|--------|
| | | 1型 | 2型 |
| 男性 | 30歳 | 1,330円 | 1,210円 |
| | 40歳 | 1,740円 | 1,530円 |
| | 50歳 | 2,480円 | 2,120円 |
| | 60歳 | 3,940円 | 3,340円 |
| 女性 | 30歳 | 1,790円 | 1,580円 |
| | 40歳 | 2,430円 | 2,070円 |
| | 50歳 | 3,510円 | 3,000円 |
| | 60歳 | 5,690円 | 4,790円 |

※ 基準介護年金額 30万円、要介護1一時金額 10万円、要介護2一時金額 10万円
個別取扱、月払、終身払、標準体保険料率の場合

2. 商品の特長

(1) お客様のニーズに合致した保障を提供

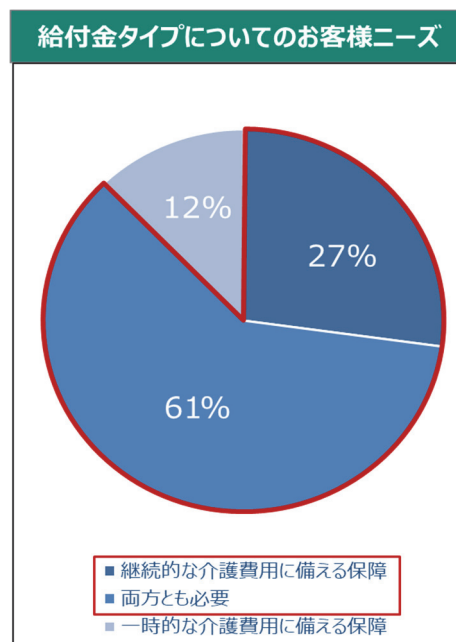
- ✓ 介護が必要となる原因は多岐にわたり、またお客様ニーズも原因を問わず介護に備える保障への意向が高くなっていることを踏まえて、認知症に限定しない幅広い要介護原因を保障対象としました。



【出典】厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」をもとにアフラックが作成

【出典】介護保険のニーズ調査 (2020年6月アフラック実施)

- ✓ お客様ニーズは一時金保障よりも継続的な保障 (年金) への意向が高くなっているため、要介護3以上を年金保障とし、要介護状態にしっかりと備えていただけるようにしました。



【出典】介護保険のニーズ調査 (2020年6月アフラック実施)

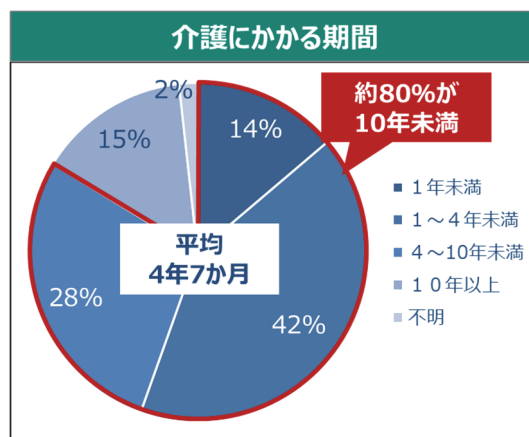
(2) お求めやすい保険料を実現

- ✓ 介護にかかる期間は平均 4 年 7 か月となっており、全体の 80%以上が 10 年未満であることを踏まえ、介護年金の受取期間を最大 10 年（10 回）としました。

また、公的介護サービスの受給者 1 人当たりの平均年間自己負担額は、在宅介護・施設介護ともに要介護度が上がるにつれて増加するため、本商品の介護年金額も、要介護度に応じた設計としています。

このように、介護にかかる期間や公的介護サービス利用時の自己負担額に整合した合理的な保障設計にすることで、お客様にとってお求めやすい保険料を実現しました。

（保険料は別紙 2 ページをご参照ください）



【出典】(公財)生活保険文化センター「平成 30 年度生命保険に関する

全国実態調査」(平成 30 年 12 月発行)をもとにアフラック作成

| 公的介護サービスを受けるためにかかる費用（平均自己負担額*／受給者 1 人当たり） | | |
|---|-----------------------|-----------------------|
| 要介護度 | 在宅介護の場合 | 施設介護の場合 |
| 要介護 5 | 年額 28.5 万円（月額 2.4 万円） | 年額 39.5 万円（月額 3.3 万円） |
| 要介護 4 | 年額 22.9 万円（月額 1.9 万円） | 年額 36.8 万円（月額 3.1 万円） |
| 要介護 3 | 年額 18.7 万円（月額 1.6 万円） | 年額 34.4 万円（月額 2.9 万円） |
| 要介護 2 | 年額 12.3 万円（月額 1.0 万円） | 年額 33.6 万円（月額 2.8 万円） |
| 要介護 1 | 年額 8.8 万円（月額 0.7 万円） | 年額 31.6 万円（月額 2.6 万円） |

* 自己負担割合 1 割の金額を記載しています。65 歳以上の場合、所得に応じて負担割合(1~3 割)が決まります。

※ 厚生労働省「介護給付費等実態調査 令和 2 年度 10 月審査分」をもとにアフラック作成（月額費用は年額費用を 12 か月で割って四捨五入。在宅介護については「居宅サービス」「地域密着型サービス」のうち、支給限度額の対象となるもののみ算定）施設介護の費用に居住費、食費、日常生活費などは含まれません。

(3) 分かりやすい支払事由

- ✓ 支払事由は、公的介護保険制度と連動しており、要介護 1 以上と認定をされた場合に給付金をお受け取りいただけるため、お客様にとって明確で分かりやすい基準になっています。

II. 付帯サービスについて

介護全般のお悩みや、財産管理や相続のお困りごとに対する以下のサービスをご利用いただけます。

| 利用目的 | サービス名 | サービス提供会社 |
|-----------------|------------|-----------------------------|
| (ア) 介護全般についての相談 | 介護電話相談サービス | 株式会社 ウェルネス医療情報センター |
| (イ) 自分や親の財産の管理 | 家族信託組成サービス | 株式会社ファミトラ |
| (ウ) 相続についての相談 | 相続手続代行サービス | 株式会社エスクロー・ エージェント・ジャパン信託 |

1. 介護電話相談サービス*1

介護全般及び仕事と介護の両立に関する疑問や悩みの相談に加え、介護サービス事業者や施設についての情報を得られるサービスです。

2. 家族信託組成サービス*2

家族信託（認知症への不安を抱く方が認知症になる前に、信頼する家族に資産を託し、その管理や処分を家族に行ってもらう仕組み）の組成や運営を支援するサービスです。

3. 相続手続代行サービス*2

税理士、行政書士等の相続手続きの専門家が、相続人に代わり、被相続人の死亡後に発生する遺産相続の各種手続きや相続税申告、相続不動産の売却・処分等を代行するサービスです。

*1 従来からアフラックの全契約者向けに、相談料無料でご提供しているサービスです。

*2 各サービスを割引価格でご利用できるようサービス提供会社を紹介します。

サービスのご利用については、利用者自身が各提供会社と契約をする必要があります。

また費用は利用者の自己負担となります。

<ご注意>

商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申し込みいただく前に（契約概要・注意喚起情報・その他重要事項）」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。